

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2023年4月21日 196号

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

1 回限りのつもりが「定期購入」になっていた！

2. 国民生活センターからのお知らせ

「消費者トラブルFAQサイト」の開設について

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

インターネット通販の定期購入の相談が増えています。

Web サイトでダイエットサプリメントが「格安で」案内されている広告を見て販売サイトにアクセスし、1 回限りのつもりで注文をした。

1 回目の商品が届いた後、また同じ商品が届き、広告よりも高い金額の請求書が入っていた。販売業者に電話で返品を申し出ると、「返品は受け付けられない。2 回目以降の商品代金は〇〇円で、複数回の購入（定期）が条件の初回限定料金を示していただけで、解約はできない」と言われた。などの相談が多く寄せられています。

#### 【アドバイス】

通信販売にはクーリング・オフ制度の規定はなく、販売サイトに表示されている条件で契約することになります。このようなケースでは、定期購入が条件だと認識しないまま商品の注文をしているようですが、販売サイトの広告を確認してみると、多くは条件に定期購入であることや総額の金額が表示されていたりします。

販売サイトの中には、定期購入の条件が人目に付く表示の近くに表示されていないケースや、表示されていても文字が小さく見にくいケースがあります。何度もスクロールをしなければ条件を見つけにくいこともあります。また、「解約の申し出は電話のみとあるので何度も電話をかけているが、いつも話し中で繋がらない」という相談もあります。

インターネット通販の注文の際は、1 回限りの「お試し」だけでやめられるか、定期購入になっていないかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。注文した際は最終申込画面や契約条件の内容などをスクリーンショットに撮り、証拠として保存しておきましょう。

2022年6月1日に改正特定商取引法が施行され、販売事業者には商品の分量や販売価格、期間、解除に関する契約の申込内容などを最終確認画面に明確に表示することが義務付けられました。誤認させる表示により申し込んだ消費者は、契約を取り消せる場合があります。インターネット通販などで低価格を強調する広告を見て申し込む際は、注文前に最終確認画面の表示をよく確認しましょう。

最終確認画面で確認すべきポイントなど、詳しくは下記リンクをご覧ください。



〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL : 029-224-4722

FAX : 029-226-9156

